

不利益処分の処分基準 個票

22-039-01

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 供給の停止及び制限 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市温泉供給条例 | |
| 条 項 | | 第5条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 環境産業部観光振興課 |
| | | 電話番号 | 0463-82-9648 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、温泉の供給を停止し、又は制限することができる。</p> <p>(1) 温泉の湧出量に不足を生じたとき又はその泉質に異常が認められたとき。</p> <p>(2) 源泉井又は給湯装置の維持管理のために必要と認められるとき。</p> <p>(3) 天災地変その他やむを得ない事情が生じたとき。</p> <p>2 前項の場合において、本市は、その損害について賠償の責めを負わない。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-039-02

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 温泉供給申込金 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市温泉供給条例 | |
| 条 項 | | 第9条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 環境産業部観光振興課 |
| | | 電話番号 | 0463-82-9648 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>受給者は、温泉供給申込金として、1分間当たりの給湯量(増加の承認を受けた場合にあつては、その増加した給湯量)1リットルにつき470,000円を市長が定める期日までに納入しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者に特別の理由があると認めるときは、5年を限度に分割して納期限を定めることができる。</p> <p>3 既納の温泉供給申込金は、還付しない。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-039-03

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 温泉料金 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市温泉供給条例 | |
| 条 項 | | 第12条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 環境産業部観光振興課 |
| | | 電話番号 | 0463-82-9648 |
| 基 準 | 法令基準 | 温泉料金は、1分間当たりの給湯量1リットルにつき月額3,600円とする。 2 月の途中において、温泉の供給を開始し、変更し、又は廃止したときは、その月の温泉料金は日割り計算とする。 3 受給者は、毎月、市長が定める期日までに温泉料金を納入しなければならない。 4 市長は、必要があると認めるときは、温泉料金を減額することができる。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-039-04

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 温泉供給の承認の取消し等 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市温泉供給条例 | |
| 条 項 | | 第13条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 環境産業部観光振興課 |
| | | 電話番号 | 0463-82-9648 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、供給の承認を取り消し、又は供給を中止し、若しくは変更することができる。この場合において、受給者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) 供給対象者に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定により承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) 温泉供給申込金又は温泉料金を市長が定める期日までに納入しないとき。</p> <p>(4) 第7条の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく手続に違反したとき。</p> <p>(6) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-039-06

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------|
| 不利益処分の内容 | | 入館の制限等 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例 | |
| 条 項 | | 第14条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 環境産業部観光振興課弘法の里湯担当 |
| | | 電話番号 | 0463-69-2641 |
| 基 準 | 法令基準 | (1) 弘法の里湯の設置目的を達成することができず、又はそのおそれがあると認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) 危険物を所持する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-039-07

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------|
| 不利益処分の内容 | | 使用承認の取消し等 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例 | |
| 条 項 | | 第11条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 環境産業部観光振興課弘法の里湯担当 |
| | | 電話番号 | 0463-69-2641 |
| 基 準 | 法令基準 | (1) 条例第4条第3項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。 (2) 条例第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 条例第10条の規定に違反したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。 (5) その他市長が特に必要があると認めるとき。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-039-08

| | | | | | | | |
|-----------------------|---------------|---|-------------------------|-----------------------|---------|---------|---------|
| 不利益処分の内容 | | 使用料の徴収 | | | | | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市名水はだの富士見の湯条例 | | | | | |
| 条 項 | | 第 5 条 第 1 項 | | | | | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 環境産業部観光振興課 | | | | |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8 | | | | |
| 基 準 | 法令基準 | <p>共用施設及び専用施設の使用料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駐車場の利用料は、規則で定める場合を除き、無料とする。</p> <p>3 共用施設又は専用施設の利用者は、その施設の使用前に使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表(第 5 条関係)</p> | | | | | |
| | | 区分 | | 単位等 | | 使用料の額 | |
| | | 共 用 施 設 | 入浴料（平 日） | 3 時間ま で | 市内の者 | 大人 | 8 0 0 円 |
| | | | | | | 子ども | 4 0 0 円 |
| | | | | | 市外の者 | 大人 | 9 0 0 円 |
| | | | | 子ども | | 4 5 0 円 | |
| | | | | 3 時間を超えるとき、1 時間につき | | 大人 | 2 0 0 円 |
| | | | | 子ども | 1 0 0 円 | | |
| | | 入浴料（土 曜日、日曜 日及び休 日） | 3 時間ま で | 市内の者 | 大人 | 9 0 0 円 | |
| | | | | | 子ども | 4 5 0 円 | |
| 市外の者 | 大人 | | | 1, 0 0 0 円 | | | |
| | 子ども | | 5 0 0 円 | | | | |
| 3 時間を超えるとき、1 時間につき | | | 大人 | 2 0 0 円 | | | |
| 子ども | 1 0 0 円 | | | | | | |
| 専 用 施 設 | 貸切浴室の 使用料 | 1 時間につき | | 1, 0 0 0 円 | | | |
| | 貸切休憩室 の使用料 | 1 時間につき | | 1, 0 0 0 円 | | | |
| 処分基準 | | 法令基準のとおり | | | | | |
| 更 新 日 | | 令和8年3月31日 | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-039-09

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 使用承認の取消し等 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市名水はだの富士見の湯条例 | |
| 条 項 | | 第 1 0 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 環境産業部観光振興課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>市長は、共用施設又は専用施設の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、共用施設又は専用施設の利用者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) 第4条第3項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 前条（第9条）の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-039-10

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 入館の制限等 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市名水はだの富士見の湯条例施行規則 | |
| 条 項 | | 第 9 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 環境産業部観光振興課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>入館者は、富士見の湯において次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 承認されたもの以外の施設、付属設備、器具等を使用しないこと。</p> <p>(2) 承認を受けずに室内、ロビー、廊下等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。</p> <p>(3) 備付けの設備、器具等を富士見の湯の外に持ち出さないこと。</p> <p>(4) 動物の類(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬を除く。)を館内に入れないこと。</p> <p>(5) 危険物を持ち込まないこと。</p> <p>(6) 定められた場所以外で喫煙しないこと。</p> <p>(7) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>(8) その他係員の指示に従うこと。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-031-11

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 使用料の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市表丹沢野外活動センター条例 | |
| 条 項 | | 第 7 条 第 1 項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 環境産業部観光振興課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8 |
| 基 準 | 法令基準 | (使用料等) 第7条 野外活動センターの使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。 2 前項に規定するもののほか、野外活動センターの貸出物品の利用料は、規則で定める。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

別表(第7条関係)

| 区分 | | 単位 | 使用料 | |
|---------------------|-----|---------------------|------------|------------|
| | | | 市内の者 | 市外の者 |
| テントサイト | 宿泊 | 1 区画(定員 5 名)1 泊につき | 円 4,500 | 円 9,000 |
| | | 1 区画(定員 10 名)1 泊につき | 9,000 | 18,000 |
| | 日帰り | 1 区画(定員 5 名)につき | 2,250 | 4,500 |
| | | 1 区画(定員 10 名)につき | 4,500 | 9,000 |
| バーベキュー場 | | 1 区画(定員 5 名)につき | 2,000 | 4,000 |
| 研修棟 | 宿泊 | 1 部屋(定員 4 名)1 泊につき | 7,800 | 10,400 |
| | | 1 部屋(定員 6 名)1 泊につき | 11,700 | 15,600 |
| | | 1 部屋(定員 8 名)1 泊につき | 15,600 | 20,800 |
| | 日帰り | 1 部屋(定員 4 名)につき | 3,900 | 5,200 |
| | | 1 部屋(定員 6 名)につき | 5,850 | 7,800 |
| | | 1 部屋(定員 8 名)につき | 7,800 | 10,400 |
| 展示室(時間利用) | | 1 時間につき | 300 | 600 |
| いろいろ棟 (専用使用する場合) | | 1 時間につき | 600 | 1,200 |
| 活動室 | | | 1,700 | 3,400 |
| 調理室 | | | 600 | 1,200 |
| 広場 (専用使用する場合) | | | 400 | 800 |
| 風呂棟 | | 1 名 1 回につき | 300 | 600 |

備考

- 1 市内の者とは、本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市に事業所等のある団体をいい、市外の者とは、市内の者以外のものをいう。
- 2 研修棟に宿泊する者が調理室又は活動室を食事のために使用する場合の調理室又は活動室の使用料は、無料とする。
- 3 研修棟に宿泊する者が風呂棟を使用する場合の風呂棟の使用料は、無料とする。
- 4 小学校就学前の者が風呂棟を使用する場合の使用料は、無料とする。

不利益処分の処分基準 個票

22-031-12

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 使用承認の取消し等 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市表丹沢野外活動センター条例 | |
| 条 項 | | 第 1 2 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 環境産業部観光振興課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>秦野市表丹沢野外活動センター条例第 1 2 条各号規定のとおり</p> <p>(1) 第5条第2項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要があると認めるとき</p> <p>※第5条第2項 2 市長は、野外活動センターの管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付することができる。</p> <p>※第6各号</p> <p>(1) 危険物を使用する催して、災害が発生するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 野外活動センターの施設又は附属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(5) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-041-01

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 奨励処置の適用に係る事業計画の認定の取消し | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例 | |
| 条 項 | | 第 4 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 秦野駅北口にぎわい創造担当 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 1 5 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例（令和4年3月25日条例第3号）に基づき、奨励処置の適用を受けるため提出された事業計画について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により事業計画の認定を受けたとき。</p> <p>(2) 事業計画の認定の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(3) 事業計画の認定に当たり付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 認定事業者が重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと認めるとき。</p> <p>(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-041-02

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 奨励処置の適用の認定の取消し | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例 | |
| 条 項 | | 第 1 1 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 秦野駅北口にぎわい創造担当 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 1 5 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例（令和4年3月25日条例第3号）に基づき、適用された奨励処置について、適用事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、処置の適用の決定を取り消し、課税を免除した固定資産税等若しくは交付した企業立地等奨励金若しくは雇用促進奨励金の全部若しくは一部を納付させ、又は返還させるものとする。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により奨励処置を受けたとき。</p> <p>(2) 奨励処置の適用を受けている期間内に、納期限の到来した市税を完納しないとき（災害その他のやむを得ない事情があると認める場合を除く。）又は認定事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。</p> <p>(3) 第4条の規定により事業計画の認定が取り消されたとき。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-042-01

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 工事の停止、是正措置の命令 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市まちづくり条例 | |
| 条 項 | | 第 4 2 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部まちづくり計画課 |
| | | 電話番号 | 0463-82-9643 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>次のいずれかに該当する者に対して、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて違反を是正するための必要な処置をとることを命じることができる。</p> <p>①偽りやその他不正な手段により事前協議確認通知書等の交付を受けて環境創出行為をした事業者又は検査済証の交付を受けた事業者</p> <p>②事前協議確認通知書を交付された日前に、環境創出行為に着手した事業者又は工事施行者</p> <p>③環境創出行為の変更の規定による協議をしなければならないときに、再協議確認通知書の交付を受ける日前に着手した者。既に着手している場合は、直ちにその環境創出行為を停止しなかった事業者又は工事施行者</p> <p>④検査済証を交付された日前に、その環境創出行為により建築される建築物又は設置される施設により収益を開始した事業者又は工事施行者</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-042-02

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 正当な理由がなく要請等に応じない者、是正命令を受けた者等の氏名等の公表 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市まちづくり条例 | |
| 条 項 | | 第 4 4 条 第 1 項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部まちづくり計画課 |
| | | 電話番号 | 0463-82-9643 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>次のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>①あっせん又は調停のため、紛争の当事者から関係図書の提出を求め、又は意見を聴く場合、紛争調整相談員又は同条例 3 8 条に規定する秦野市まちづくり審議会の意見を聴いて、事業者に対し期間を定めて工事の着手の延期又は工事の停止を要請する場合、又は審議会の調査及び審議のために関係図書の提出を求め、若しくは審議会の会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴く場合において、その求め又は要請に正当な理由がなく応じない者</p> <p>②同条例 4 2 条に規定する是正命令を受けた者</p> <p>③同条例 第 4 3 条 第 1 項に規定する立入検査等による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した事業者又は工事施行者</p> <p>④事前協議確認通知書等の内容と異なる環境創出行為をした事業者又は工事施行者</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-044-01

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 市営住宅の入居決定の取消し | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市市営住宅条例 | |
| 条 項 | | 第 2 7 条 第 3 項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部交通住宅課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>第27条 入居決定者は、決定のあった日の翌日から起算して10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) 第31条に規定する敷金を納付すること。</p> <p>3 市長は、入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項各号に定める手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-044-02

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 社会福祉法人等への許可の取消し | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市市営住宅条例施行規則 | |
| 条 項 | | 第 5 7 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部交通住宅課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その社会福祉法人等に対する市営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-044-03

| | | | |
|-----------|------|--|-----------------------|
| 不利益処分の内容 | | 市営住宅家賃等の延滞金の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市債権の管理等に関する条例 | |
| 条 項 | | 第 1 0 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部交通住宅課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 - 8 2 - 9 6 4 2 |
| 基 準 | 法令基準 | 本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権以外の公法上の債権(以下この章において「市税に準じる債権以外の債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、その納期限の翌日における民法に規定する法定利率を乗じて得た金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-044-04

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 定住化促進住宅の入居決定の取消し | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市定住化促進住宅条例 | |
| 条 項 | | 第 7 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部交通住宅課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2 |
| 基 準 | 法令基準 | 秦野市定住化促進住宅条例第 7 条 (1) 秦野市定住化促進住宅条例第 6 条第 1 項の規定による契約手続をしないとき (2) 秦野市定住化促進住宅条例第 6 条第 2 項の規定による住民登録の手続を行わないとき (3) 入居の申込みに虚偽その他不正な行為があったとき | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和 8 年 3 月 31 日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-044-05

| | | | |
|-----------|------|--|-----------------------|
| 不利益処分の内容 | | 定住化促進住宅家賃等の延滞金の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市定住化促進住宅条例施行規則 | |
| 条 項 | | 第 1 3 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部交通住宅課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 - 8 2 - 9 6 4 2 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>秦野市定住化促進住宅条例施行規則 第13条 家賃等について生じる延滞金は、秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第25号)第26条において準用する同条例第10条の規定により処理される。</p> <p>秦野市債権の管理等に関する条例第10条 本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権以外の公法上の債権(以下この章において「市税に準じる債権以外の債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、その納期限の翌日における民法に規定する法定利率を乗じて得た金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-045-01

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 景観まちづくりサポーターの登録の取消し | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市景観まちづくり条例 | |
| 条 項 | | 第 4 3 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部開発指導課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-5123 |
| 基 準 | 法令基準 | (登録の取消し) 第43条 市長は、サポーター本人から取消しの申出があったとき、又はサポーターとして適当でないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-045-02

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 勧告に従わない者の氏名等の公表 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市景観まちづくり条例 | |
| 条 項 | | 第 5 5 条 第 1 項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部開発指導課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-5123 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(公表)</p> <p>第55条 市長は、前条の規定による勧告を受けた行為事業者がその勧告に従わないときは、規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表する場合において、必要があると認めるときは、まちづくり審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、その行為事業者に弁明の機会を付与しなければならない。</p> <p>○参考（景観まちづくり条例施行規則） （公表する事項）</p> <p>第41条 条例第55条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 生活美観創出行為の対象行為、位置及び区域</p> <p>(3) 違反の事実(市長又はまちづくり条例第38条に規定する秦野市まちづくり審議会の求め又は要請に正当な理由なく応じなかった事実を含む。)</p> <p>2 条例第55条第1項の規定による公表は、本市の広報紙又は日刊新聞紙への掲載、現地掲示板の設置その他市長が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(平成20規則20・一部改正・旧第38条線下、平26規則27・一部改正)</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-045-03

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 手数料の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市開発登録簿閲覧規則 | |
| 条 項 | | 第 4 条 第 2 項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部開発指導課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-5123 |
| 基 準 | 法令基準 | (閲覧等の手続等) 第4条 登録簿を閲覧し、又はその写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿閲覧等申請書に必要な事項を記入し、市長に申請しなければならない。 2 登録簿の写しの交付に係る手数料については、秦野市手数料条例(平成12年秦野市条例第4号)に定めるところにより徴収する。 別表第1 6 (7) 開発登録簿の写しの交付手数料 写し1件につき 470円 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-046-01

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 過料 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市建築基準条例 | |
| 条 項 | | 第76条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部 建築指導課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-0883 |
| 基 準 | 法令基準 | (過料) 第76条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-046-02

| | | | |
|-----------|------|-----------|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 手数料の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市建築基準条例 | |
| 条 項 | | 第6章（条は省略） | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部 建築指導課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-0883 |
| 基 準 | 法令基準 | 別紙のとおり | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

別表第1（第58条、第59条関係）

1 建築物に関する確認申請等手数料

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 15,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 28,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 43,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 48,000円
- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 55,000円
- (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 66,000円
- (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 93,000円
- (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 160,000円
- (9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 280,000円
- (10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 370,000円
- (11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 460,000円
- (12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 900,000円

2 建築設備に関する確認申請等手数料

- (1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 17,000円
（小荷物専用昇降機については、8,000円）
- (2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 10,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）

3 工作物を築造する場合

- (1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） 15,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 9,000円

別表第2（第60条、第61条関係）

1 建築物に関する完了検査申請等手数料

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 24,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 30,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 39,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 44,000円
- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 53,000円
- (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 58,000円
- (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 78,000円
- (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 120,000円
- (9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 190,000円
- (10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 240,000円
- (11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 300,000円
- (12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 610,000円

2 建築設備に関する完了検査申請等手数料

- (1) 昇降機 21,000円
- (2) 小荷物専用昇降機 13,000円

3 工作物に関する完了検査申請等手数料 15,000円

別表第3（第62条関係）

- 1 中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料
 - (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 23,000円
 - (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 29,000円
 - (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 38,000円
 - (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 42,000円
 - (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 49,000円
 - (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 55,000円
 - (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 75,000円
 - (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 110,000円
 - (9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 180,000円
 - (10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 230,000円
 - (11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 290,000円
 - (12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 600,000円
- 2 中間検査合格証の交付を受けた建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等手数料
 - (1) 昇降機 20,000円
 - (2) 小荷物専用昇降機 13,000円

別表第4（第63条関係）

建築物に関する中間検査申請等手数料

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 24,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
28,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
37,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの
42,000円
- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
50,000円
- (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の
もの 52,000円
- (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以
内のもの 70,000円
- (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以
内のもの 100,000円
- (9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル
以内のもの 160,000円
- (10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メー
トル以内のもの 210,000円
- (11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メー
トル以内のもの 260,000円
- (12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの
530,000円

別表第5（第64条関係）

（令5条例8・全改）

建築許可等申請手数料

- (1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 12
0,000円
- (2) 道路の位置の指定申請手数料 50,000円
- (3) 道路の位置の変更指定申請手数料 25,000円
- (4) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定手数料 27,000円
- (5) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 33,000円
- (6) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 33,000円

- (7) 道路内における建築認定申請手数料 27,000円
- (8) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料 160,000円
- (9) 壁面線外における建築許可申請手数料 160,000円
- (10) 用途地域における建築等許可申請手数料 180,000円
- (11) 特殊建築物等敷地許可申請手数料 160,000円
- (12) 建築物の容積率に関する特例認定申請手数料 27,000円
- (13) 建築物の容積率に関する特例許可申請手数料 160,000円
- (14) 壁面線の指定等がある場合の建ぺい率の特例許可申請手数料
33,000円
- (15) 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
33,000円
- (16) 建築物の敷地面積の許可申請手数料（高層住居誘導地区において準用する
場合を含む。） 160,000円
- (17) 建築物の高さの特例認定申請手数料 27,000円
- (18) 建築物の高さの許可申請手数料 160,000円
- (19) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (20) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定
申請手数料 27,000円
- (21) 特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料 16
0,000円
- (22) 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位
置の特例許可申請手数料 160,000円
- (23) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
160,000円
- (24) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許 可
申請手数料 160,000円
- (25) 都市再生特別地区内の容積率等の制限の特例許可申請手数料
160,000円
- (26) 特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の最低限度に関する制
限の適用除外に係る特例許可申請手数料 160,000円
- (27) 特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に
係る特例許可申請手数料 160,000円
- (28) 特定防災街区整備地区内における公益上必要な建築物に関する制限の適用
除外に係る特例許可申請手数料 160,000円
- (29) 景観地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000

円

- (30) 景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料
160,000円
- (31) 景観地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料
160,000円
- (32) 景観地区内における高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
27,000円
- (33) 再開発等促進区等内における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (34) 再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
160,000円
- (35) 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (36) 高度利用及び都市機能の更新を図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円
- (37) 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (38) 地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料 27,000円
- (39) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 160,000円
- (40) 仮設建築物建築許可申請手数料
 - ア 法第85条第6項の規定によるもの 120,000円
 - イ 法第85条第7項の規定によるもの 160,000円
- (41) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料
 - ア 建築物の数が2であるとき。 78,000円
 - イ 建築物の数が3以上であるときは、78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (42) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料
 - ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号及び第44号において同じ。）の数が1であるとき。 78,000円
 - イ 建築物の数が2以上であるときは、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

- (43) 総合的設計による一団地の建築物の特例許可申請手数料
ア 建築物の数が2であるとき。 220,000円
イ 建築物の数が3以上であるときは、220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (44) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料
ア 建築物の数が1であるとき。 220,000円
イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (45) 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料
ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号及び次号において同じ。）の数が1であるとき。 78,000円
イ 建築物の数が2以上であるときは、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (46) 一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料
ア 建築物の数が1であるとき。 220,000円
イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (47) 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料
ア 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1であるとき。 220,000円
イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (48) 複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
- (49) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (50) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定及び変更認定申請手数料 120,000円
- (51) 用途変更による建築物の一時使用許可申請手数料
ア 法第87条の3第6項の規定によるもの 120,000円
イ 法第87条の3第7項の規定によるもの 160,000円
- (52) 次に掲げる特例許可申請手数料
ア 第6条、第8条、第9条第2項、第16条、第30条第3項及び第50条第6項の規定によるもの 27,000円

イ 第36条第3項及び第47条の規定によるもの 33,000円

秦野市建築基準条例（平成12年12月18日条例第26号）第6章及び別表において、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）の規定による確認の申請等を行う際は、手数料を納めることを義務付けている。

第6章 手数料

（建築物に関する確認申請等手数料）

第58条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしようとする者は、その申請又は通知1件について、別表第1第1項に定める手数料を納付しなければならない。

2 前項の申請又は通知に昇降機の設置の申請又は通知を併せて行うときは、その昇降機1台について、同項の規定による手数料に加え、別表第1第2項に定める手数料を納付しなければならない。

（建築設備及び工作物に関する確認申請等手数料）

第59条 法第87条の4の規定により準用する、法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、昇降機1台について、別表第1第2項に定める手数料を納付しなければならない。

2 法第88条第1項及び第2項の規定により準用する、法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、工作物1件について、別表第1第3項に定める手数料を納付しなければならない。

（建築物に関する完了検査申請等手数料）

第60条 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による完了の通知をしようとする者は、その申請又は通知1件について、別表第2第1項に定める手数料を納付しなければならない。

（建築設備及び工作物に関する完了検査申請等手数料）

第61条 法第87条の4の規定により準用する、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による完了の通知をしようとする者は、昇降機1台について、別表第2第2項に定める手数料を納付しなければならない。

2 法第88条第1項及び第2項の規定により準用する、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による完了の通知をしようとする者は、工作物1件について、別表第2第3項に定める手数料を納付しなければならない。

(中間検査合格証の交付を受けた建築物及び建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等手数料)

第62条 法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料については、第60条の規定にかかわらず、別表第3第1項に定める額とする。

2 法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物の部分に含まれる昇降機の完了検査申請等手数料は、前条第1項の規定にかかわらず、別表第3第2項に定める額とする。

(建築物に関する中間検査申請等手数料)

第63条 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による終了の通知をしようとする者は、中間検査の申請又は通知1件について、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(法及びこの条例の規定による許可等の申請手数料)

第64条 法及びこの条例の規定による許可等の申請をしようとする者は、その許可等の申請1件について、別表第5に定める手数料を納付しなければならない。

(確認申請等手数料等を徴収しない場合及びその減免)

第65条 市長は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項の規定により確認の申請書の提出があったときは、第58条及び第59条に定める確認申請等手数料を徴収しない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前7条に定める手数料を免除し、又は減額する。

(1) 市長が特に認める災害に係る被災者が自ら居住するために建築する住宅について、その災害が発生した日から2年を経過する日までに法の規定による確認、検査、許可等の申請(以下この条において「確認等の申請」という。)があったときにおけるそれぞれの手数料は、免除する。

(2) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく施設建築物の建築に係る確認等の申請があったときにおけるそれぞれの手数料は、2分の1の額に減額する。

(3) 市長が公益上必要があると認めるときは、確認等の申請があったときにおけるそれぞれの手数料を5分の1以上の額で、市長がその都度定める額に減額する。

(手数料の不還付)

第66条 既納の手数料は、その手数料に係る事務の変更又は取消しにかかわらず、還付しない。

不利益処分の処分基準 個票

22-046-03

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 許可の取消し、除却の命令 ほか | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市屋外広告物条例 | |
| 条 項 | | 第17条第1項・2項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部 建築指導課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-0883 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(違反に対する措置)</p> <p>第17条 第3条第1項 (第3条 屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。)の許可を受けた広告物若しくは掲出物件が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請の内容に虚偽の事項があったときは、市長はその許可を取り消し、又は広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対して、5日以上を期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命じることができる。</p> <p>2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、市長は、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対して、5日以上を期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命じることができる。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-046-04

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 違反に関する措置を命じた者の氏名等の公表 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市屋外広告物条例 | |
| 条 項 | | 第17条第3項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部 建築指導課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-0883 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(違反に対する措置)</p> <p>第17条 第3条第1項の許可を受けた広告物若しくは掲出物件が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請の内容に虚偽の事項があったときは、市長はその許可を取り消し、又は広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対して、5日以上を期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命じることができる。</p> <p>2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、市長は、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対して、5日以上を期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命じることができる。</p> <p>3 市長は、前2項の規定による措置を屋外広告業を営む者に対して命じたときは、その者の氏名又は名称及び住所、広告物又は掲出物件の概要、違反事実の概要及び経過並びに市長が命じた措置の概要について、次の各号に掲げる事項を行うことができる。</p> <p>(1) 公表</p> <p>(2) 神奈川県知事への報告</p> <p>(3) 広告物を表示する物件又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者への報告</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-046-05

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 手数料の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市屋外広告物条例 | |
| 条 項 | | 第24条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部 建築指導課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-0883 |
| 基 準 | 法令基準 | (許可申請手数料) 第24条 第3条第1項 (第3条 屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。)の許可の申請をしようとする者は、申請の際に別表に定める手数料を納めなければならない。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

別表（第3条、第24条関係）

| 区分 | | 許可の期間 | 許可申請手数料 | |
|---|-----------|-------|---------|--|
| | | | 単位 | 金額 |
| はり紙及びポスター | | 1か月以内 | 100枚 | 500円 |
| はり札及び電柱 | | 1年以内 | 1枚 | 50円 |
| 電車、自動車 | | 1年以内 | 1台 | 500円 |
| 建築物の壁面、建築物の上部、広告塔、広告板、アーケード及び工作物（この表に掲げるものを除く。）に表示又は掲出する広告物又は掲出物件 | 照明装置のないもの | 3年以内 | 1基 | 1,500円（広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額） |
| | 照明装置のあるもの | 3年以内 | 1基 | 2,400円（広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額） |
| アーチ | 照明装置のないもの | 3年以内 | 1基 | 6,000円 |
| | 照明装置のあるもの | 3年以内 | 1基 | 9,000円 |
| アドバルーン | 照明装置のないもの | 1か月以内 | 1個 | 1,000円 |
| | 照明装置のあるもの | 1か月以内 | 1個 | 1,500円 |
| 立看板 | 紙張又は布張のもの | 1か月以内 | 1基 | 100円 |
| | 上記以外のもの | 1年以内 | | |
| のぼり旗 | | 1か月以内 | 1本 | 100円 |

| | | | | |
|-----|-----------|-------|----|------|
| 広告幕 | 紙張又は布張のもの | 1か月以内 | 1張 | 200円 |
| | 上記以外のもの | 1年以内 | | |
| 標識柱 | | 1年以内 | 1枚 | 50円 |

備考 はり紙の枚数が100枚未満であるとき、又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は100枚として計算する。

不利益処分の処分基準 個票

22-046-06

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 手数料の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 | |
| 条 項 | | 第16条の2 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部 建築指導課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-0883 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(手数料) 第16条の2 この条例の規定による許可の申請をしようとする者は、その申請1件について、33,000円の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(手数料の不還付) 第16条の3 既納の手数料は、その手数料に関する事務の変更又は取消しにかかわらず、還付しない。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-046-07

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 過料 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 | |
| 条 項 | | 第20条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 都市部 建築指導課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-0883 |
| 基 準 | 法令基準 | (過料) 第20条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-01

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 許可の取消し等 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市駅前広場管理条例 | |
| 条 項 | | 第10条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0463-82-9635 |
| 基 準 | 法令基準 | (許可の取消し等) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消してその行為を中止させ、又は必要な措置を指示して駅前広場を原状に回復することを命じることができる。 (1) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。 (2) この条例又は許可の条件に違反したとき。 (3) 占用料等を納付しないとき。 (4) 公益を害するおそれがあるとき。 (5) 管理上支障があり、使用させることが適当でないとき。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-02

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 占用料の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市駅前広場管理条例 | |
| 条 項 | | 第 1 3 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 |
| 基 準 | 法令基準 | (準用) 第13条 占用料の額、占用料の徴収方法及び占用料の分割徴収については、野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)第54条第2項及び第55条の規定を、占用料の還付については、同条例第56条第2号及び第3号の規定を、並びに占用料の減免及び延滞金の徴収については、同条例第57条及び第58条の規定を準用する。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-03

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 過料 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市駅前広場管理条例 | |
| 条 項 | | 第 1 6 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 |
| 基 準 | 法令基準 | (過料) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者について、50,000円以下の過料に処する。 (1) 第4条の規定に違反した者 (2) 第5条の規定による許可を受けなくて駅前広場を占用した者 2 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者について、その免れた額の5倍に相当する金額(その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-04

| 不利益処分の内容 | | 占用料の徴収 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|------|---|-------------------------|-------|---------|--|----|---------|----|--------------------|------------------|-------|---------------------|-----|-------|--------|--|---|--|
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市準用河川条例 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条 項 | | 第 2 0 条 第 1 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基 準 | 法令基準 | (占用料の徴収及びその額) 第20条 市長は、法第24条に規定する許可を受けた者(以下「占有者」という。)から占用料を徴収する。 2 占用料の額については、秦野市下水道条例(昭和55年秦野市条例第32号)第30条第2項の規定を準用する。 別表第 1 (第 3 0 条 関 係) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通路</td> <td>占用面積 4 平方メートル以下の部分</td> <td>占用面積 1 平方メートルにつき</td> <td>2 3 0</td> </tr> <tr> <td>占用面積 4 平方メートルを超える部分</td> <td>1 年</td> <td>5 1 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td colspan="2">秦野市道路条例 (平成 2 4 年 秦野市条例第 2 8 号) 別表第 1 9 に定める額とする。</td> </tr> </tbody> </table> | | | 占用物件 | | 単位 | 占用料 (円) | 通路 | 占用面積 4 平方メートル以下の部分 | 占用面積 1 平方メートルにつき | 2 3 0 | 占用面積 4 平方メートルを超える部分 | 1 年 | 5 1 0 | その他のもの | | 秦野市道路条例 (平成 2 4 年 秦野市条例第 2 8 号) 別表第 1 9 に定める額とする。 | |
| | | 占用物件 | | 単位 | 占用料 (円) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 通路 | 占用面積 4 平方メートル以下の部分 | 占用面積 1 平方メートルにつき | 2 3 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 占用面積 4 平方メートルを超える部分 | | 1 年 | 5 1 0 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他のもの | | 秦野市道路条例 (平成 2 4 年 秦野市条例第 2 8 号) 別表第 1 9 に定める額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処分基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 更新日 | | 令和8年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-05

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 延滞金の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市準用河川条例 | |
| 条 項 | | 第 2 5 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第25条 市長は、占用料を納期限までに納付しない者に対しては、秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第25号)第7条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。</p> <p>秦野市債権の管理等に関する条例 (市税に準じる債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第7条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権(以下この章において「市税に準じる債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、年14.5パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> <p>2 前項に規定する延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその確定金額の全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合として計算する。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-06

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 過料 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市準用河川条例 | |
| 条 項 | | 第 2 7 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 |
| 基 準 | 法令基準 | 第27条 詐欺その他の不正の行為により占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-07

| 不利益処分の内容 | | 占用料の徴収 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----------|---|-------------------------|---------|------|--|----|---------|----|--------------------|------------------|-------|---------------------|-----|-------|--------|--|--|--|
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市水路の管理等に関する条例 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条 項 | | 第 6 条 第 1 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(占用料の徴収及びその額)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項第1号の規定により許可を受けた者(以下「占有者」という。)から占用料を徴収する。</p> <p>2 占用料の額については、秦野市下水道条例(昭和55年秦野市条例第32号)第30条第2項の規定を準用する。</p> <p>別表第1 (第30条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占有物件</th> <th>単位</th> <th>占用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通路</td> <td>占有面積 4 平方メートル以下の部分</td> <td>占有面積 1 平方メートルにつき</td> <td>2 3 0</td> </tr> <tr> <td>占有面積 4 平方メートルを超える部分</td> <td>1 年</td> <td>5 1 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td colspan="2">秦野市道路条例 (平成 2 4 年秦野市条例第 2 8 号) 別表第 1 9 に定める額とする。</td> </tr> </tbody> </table> | | | 占有物件 | | 単位 | 占用料 (円) | 通路 | 占有面積 4 平方メートル以下の部分 | 占有面積 1 平方メートルにつき | 2 3 0 | 占有面積 4 平方メートルを超える部分 | 1 年 | 5 1 0 | その他のもの | | 秦野市道路条例 (平成 2 4 年秦野市条例第 2 8 号) 別表第 1 9 に定める額とする。 | |
| | 占有物件 | | 単位 | 占用料 (円) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 通路 | 占有面積 4 平方メートル以下の部分 | 占有面積 1 平方メートルにつき | 2 3 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 占有面積 4 平方メートルを超える部分 | | 1 年 | 5 1 0 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他のもの | | 秦野市道路条例 (平成 2 4 年秦野市条例第 2 8 号) 別表第 1 9 に定める額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処分基準 | 法令基準のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 更新日 | 令和8年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-08

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 延滞金の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市水路の管理等に関する条例 | |
| 条 項 | | 第 1 1 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第11条 市長は、占用料を納期限までに納付しない者に対しては、秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第25号)第10条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。</p> <p>秦野市債権の管理等に関する条例 (市税に準じる債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第7条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権(以下この章において「市税に準じる債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、年14.5パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> <p>2 前項に規定する延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその確定金額の全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合として計算する。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-09

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 占用の許可の取消し、原状回復の命令 ほか | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市水路の管理等に関する条例 | |
| 条 項 | | 第 1 4 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(許可の取消し及び変更)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、その行為を中止させ、必要な処置を指示し、又は水路を原状に回復することを命じることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又は許可条件に違反したとき。</p> <p>(2) 詐欺その他の不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用者に対して前項に規定する処分をすることができるほか、水路の部分を決めてその占用を禁止し、又は制限を課することができる。</p> <p>(1) 本市が施行する水路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 本市が行う水路の保全又は管理のための必要が生じたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、本市においてやむを得ない必要が生じたとき。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-10

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 過料 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市水路の管理等に関する条例 | |
| 条 項 | | 第 1 7 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(過料)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者については、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条各号のいずれかに該当する行為をした者</p> <p>(2) 第4条第1項の許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第4条第1項の許可に付された条件に違反した者</p> <p>(4) 第13条の規定に違反して権利の譲渡等をした者</p> <p>(5) 第14条の規定による市長の命令に従わない者</p> <p>(6) 第15条第2項の規定による市長の指示に従わない者</p> <p>2 詐欺その他の不正の行為により占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-11

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 原状回復に係る措置の指示 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市道路条例 | |
| 条 項 | | 第 5 1 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(原状回復の義務)</p> <p>第51条 認定外道路の占有者は、占有の期間が満了した場合又は占有を廃止した場合においては、占有物件を除却し、認定外道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の処置について必要な指示をすることができる。</p> <p>道路掘削工事が伴う場合は、秦野市道路掘削工事標準施工基準によりますが、道路掘削工事が伴わない場合は、審査基準はありません。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-12

| | | | |
|-----------|------|---|--|
| 不利益処分の内容 | | 許可・承認の取消し、工事の中止等の命令、占用の禁止ほか | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市道路条例 | |
| 条 項 | | 第 5 3 条 | |
| 所 管 部 課 等 | 部課等名 | 建設部建設総務課 | |
| | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 | |
| 基準 | 法令基準 | <p>(監督処分)</p> <p>第53条 市長は、認定外道路において次の各号のいずれかに該当するときは、この章の規定により与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、認定外道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくはその工作物その他の物件により生じることとなる損害を予防するために必要な施設をすること若しくは認定外道路を現状に回復することを命じることができる。</p> <p>(1) この章の規定又は許可若しくは承認に付した条件に違反したとき。</p> <p>(2) 詐欺その他の不正な行為により許可又は承認を受けたとき。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定外道路の占用者に対して前項に規定する処分をすることができるほか、認定外道路の部分を定めてその占用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(1) 本市が施行する認定外道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 本市が行う認定外道路の保全又は管理のための必要が生じたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、本市においてやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>3 前2項の規定により必要な処置をとることを命じようとする場合において、過失がなくその処置を命じるべき者の所在が不明のときは、市長は、その者の負担において、その処置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その処置を行うべき旨及びその期限までにその処置を行わないときは、市長</p> | |

| | | |
|----|------|---|
| 基準 | 法令基準 | 又はその命じた者若しくは委任した者がその処置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。 |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 |
| 備考 | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-13

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 道路占用料の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市道路条例 | |
| 条 項 | | 第 5 4 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(占用料の徴収及びその額)</p> <p>第54条 市長は、認定外道路の占有者から占用料を徴収する。</p> <p>2 法及びこの条例の規定に基づき徴収する占用料の額は、別表第19のとおりとし、次に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 占用料が年額で定められている場合において、占用の期間に1年未満の端数を生じたときは、月割計算とする。この場合において、1か月未満の端数を生じたときは、1か月とする。</p> <p>(2) 占用料が月額で定められている場合において、占用の期間に1か月未満の端数を生じたときは、1か月として計算する。</p> <p>(3) 占用料が面積又は長さにより定められている場合において、占用面積に1平方メートル未満の端数を生じたとき又は占用の長さに1メートル未満の端数を生じたときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。</p> <p>(4) 1件の占用料の総額が50円に満たないものは、50円とする。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

別表第19 (第54条関係)

| 占用物件 | | 単位 | 占用料 (単位 円) |
|--|---------------------------|--------------------------|---------------|
| 電柱、電線、 変圧塔、郵便 差出箱、公衆 電話所、広告 塔その他これ らに類する工 作物 | 第1種電柱 | 1本につき1年 | 1,660 |
| | 第2種電柱 | | 2,560 |
| | 第3種電柱 | | 3,450 |
| | 第1種電話柱 | | 1,490 |
| | 第2種電話柱 | | 2,380 |
| | 第3種電話柱 | | 3,270 |
| | 支線柱及び支線 | | 680 |
| | その他の柱類 | | 150 |
| | 共架電線その他上空に設ける 線類 | 長さ1メートル につき1年 | 15 |
| | 地下に設ける電線その他の線 類 | | 9 |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 1,460 |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方 メートルにつき 1年 | 890 |
| | 変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 2,970 |
| | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 1,250 |
| | 広告塔 | 表示面積1平方 メートルにつき 1年 | 4,530 |
| その他のもの | 占用面積1平方 メートルにつき 1年 | 2,970 | |

| | | | | |
|----------------------------------|---------------------------|-----------|------------------|------------------|
| 地下埋設電線管、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 | 外径が0.07メートル未満のもの | | 長さ1メートルにつき1年 | 62 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | | 89 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | | 130 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | | 180 |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | | 270 |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | | 360 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | | 620 |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | | 890 |
| | 外径が1メートル以上2メートル未満のもの | | | 1,780 |
| | 外径が2メートル以上のもの | | | 3,570 |
| 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設 | | | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 2,970 |
| 歩廊、日よけその他これらに類する施設 | 歩廊 | | | 130 |
| | その他のもの | | | 200 |
| 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 | 地下街及び地下室 | 階数が1のもの | | $A \times 0.004$ |
| | | 階数が2のもの | | $A \times 0.007$ |
| | | 階数が3以上のもの | | $A \times 0.008$ |
| | 上空に設ける通路 | | | 2,260 |
| | 地下に設ける通路 | | | 1,360 |
| | その他のもの | | | 200 |

| | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|--------------------------|-------------------|-------|
| 露店、商品置場その他これらに類する施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | | 占用面積1平方メートルにつき1日 | 45 |
| | その他のもの | | 占用面積1平方メートルにつき1か月 | 450 |
| 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ | 看板 (アーチであるものを除く。) | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1か月 | 450 |
| | | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 4,530 |
| | 標識 | | 1本につき1年 | 2,380 |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 45 |
| | | その他のもの | 1本につき1か月 | 450 |
| | 幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。) | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | 45 |
| | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1か月 | 450 |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1か月 | 4,530 |
| | | その他のもの | | 2,260 |

| | | | |
|---|-------------------------|----------------------|------------------|
| 太陽光発電設備及び風力発電設備 | | 占用面積1平方メートルにつき 1年 | 2,970 |
| 工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料 | | 占用面積1平方メートルにつき | 450 |
| 道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 | | 1か月 | 300 |
| 道路法施行令第7条第8号に掲げる施設 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき 1年 | $A \times 0.014$ |
| | 上空に設けるもの | | $A \times 0.02$ |
| | その他のもの | | $A \times 0.028$ |
| トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設 | 建築物 | | $A \times 0.014$ |
| | その他のもの | | $A \times 0.01$ |
| 道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | | $A \times 0.014$ |
| | 上空に設けるもの | | $A \times 0.02$ |
| | その他のもの | | $A \times 0.028$ |
| 道路法施行令第7条第12号に掲げる器具 | | | $A \times 0.028$ |
| その他のもの | | 市長がその都度定める額 | |

備考

- 第1種電柱とは、電柱（その電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（その電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱と

- は、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に使用する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（その電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
 - 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者がその電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
 - 4 第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱の占用料には、その電柱に架設されている柱上変圧器及び電線（共架電線を除く。）を含み、第1種電話柱、第2種電話柱及び第3種電話柱の占用料には、その電話柱に架設されている電線（共架電線を除く。）を含む。
 - 5 表示面積とは、広告塔、看板等の表示部分の正面面積をいう。
 - 6 Aとは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により本市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格をいう。

不利益処分の処分基準 個票

22-048-14

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 延滞金の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市道路条例 | |
| 条 項 | | 第 5 8 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 |
| 基準 | 法令基準 | <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第58条 占用料を納期限までに納付しない場合は、秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第25号)第7条又は第10条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。</p> <p>秦野市債権の管理等に関する条例 (市税に準じる債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第7条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権(以下この章において「市税に準じる債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、年14.5パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> <p>2 前項に規定する延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその確定金額の全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合として計算する。</p> <p>(市税に準じる債権以外の債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第10条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権以外の公法上の債権(以下この章において「市税に準じる債権以外の債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法</p> | |

| | | |
|----|------|---|
| 基準 | 法令基準 | <p>令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、その納期限の翌日における民法に規定する法定利率を乗じて得た金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> <p>2 第7条第2項及び第3項の規定は、市税に準じる債権以外の債権に係る納付金について準用する。</p> |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 |
| 備考 | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-048-15

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | (道路)過料 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市道路条例 | |
| 条 項 | | 第 5 3 条 第 1 項 ・ 第 6 0 条 第 1 項 ・ 第 2 項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部建設総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>第60条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>2 第53条第1項の規定による市長の命令に従わない者については、50,000円以下の過料に処する。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 年 月 日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-051-01

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 使用料・占用料の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市都市公園条例 | |
| 条 項 | | 第14条第1項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部公園課 |
| | | 電話番号 | 0463-73-8612 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(使用料又は占用料の納付)</p> <p>第14条 第7条第1項、第9条第3項若しくは法第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者又は法第6条第1項の規定により占用の許可を受けた者(以下「使用等の許可を受けた者」という。)は、それぞれ使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納付しなければならない使用料等の額は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>3 第7条第1項第3号に規定する興行の目的若しくは同項第4号に規定する競技会等の目的で同項の使用の許可を受けた場合、有料公園施設を使用するに当たり第9条第3項の使用の許可を受けた場合又は法第7条第6号に規定する競技会等の目的で法第6条第1項の占用の許可を受けた場合で、次の各号に掲げる事項に該当するときの使用料等の額は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 営利を目的とする場合 別表第2に定める使用料等の額の3倍以内の額(秦野市カルチャーパーク総合体育館の使用にあっては、31倍以内の額)</p> <p>(2) 営利を目的としないが、入場料その他これに類する料金を徴収する場合 別表第2に定める使用料等の額の2倍以内の額</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

別表第2（第14条関係）

1 第7条第1項各号に掲げる行為をしようとして都市公園を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

| 行為の区分 | 単位 | | 使用料 |
|------------------------|----------------|--------|----------|
| 物品の販売、募金その他これらに類する行為 | 使用面積1平方メートル当たり | 1日につき | 円 300 |
| | | 半日につき | 150 |
| | | 1時間につき | 40 |
| 営業を目的として写真を撮影する行為 | 撮影機1台当たり | 1日につき | 300 |
| 営業を目的として映画を撮影する行為 | 1日につき | | 5,090 |
| 興行の行為 | 使用面積1平方メートル当たり | 1日につき | 30 |
| | | 半日につき | 15 |
| | | 1時間につき | 4 |
| 競技会、展示会、集会その他これらに類する行為 | 使用面積1平方メートル当たり | 1日につき | 9 |
| | | 半日につき | 4 |
| | | 1時間につき | 1 |
| その他の行為 | 市長がその都度定める額 | | |

2 有料公園施設を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

| 使用の区分 | | | | 単位 | 使用料 |
|------------------|-----------|--------------|---------|---------|------------|
| 秦野市カルチャーパーク陸上競技場 | 専用(団体) | 競技用器具を使用する場合 | 市内の者 | 午前のみにつき | 円 7,000 |
| | | | | 午後のみにつき | 9,000 |
| | | | | 1日につき | 14,000 |
| | | 市内の者 | 午前のみにつき | 14,000 | |
| | | | 午後のみにつき | 18,000 | |
| | | | 1日につき | 28,000 | |
| | 競技用器具を使用し | 市内の者 | 午前のみにつき | 5,000 | |
| | | | 午後のみにつき | 7,000 | |
| | | | 1日につき | 10,000 | |

| | | | | | |
|--|--------|------------------------|---------|---------|--------|
| | | ない場合 | 市外の者 | 午前のみにつき | 10,000 |
| | | | | 午後のみにつき | 14,000 |
| | | | | 1日につき | 20,000 |
| | | 運動会等で使用し、競技用器具を使用する場合 | 市内の者 | 午前のみにつき | 19,000 |
| | | | | 午後のみにつき | 22,000 |
| | | | | 1日につき | 38,000 |
| | | | 市外の者 | 午前のみにつき | 38,000 |
| | | | | 午後のみにつき | 44,000 |
| | | | | 1日につき | 76,000 |
| | | 運動会等で使用し、競技用器具を使用しない場合 | 市内の者 | 午前のみにつき | 17,000 |
| | | | | 午後のみにつき | 21,000 |
| | | | | 1日につき | 35,000 |
| | 市外の者 | | 午前のみにつき | 34,000 | |
| | | | 午後のみにつき | 42,000 | |
| | | | 1日につき | 70,000 | |
| | 共用(個人) | 市内の者 | | 1回につき | 100 |
| | | 市外の者 | | | 200 |
| | | 年間利用 | | | 3,000 |
| 秦野市カルチャーパーク水泳プール(／50メートルプール／25メートルプール／S字形プール／円形プール／) | 共用(個人) | 市内の者 | | 1回につき | 200 |
| | | | | 開設期間中 | 4,000 |
| | | 市外の者 | | 1回につき | 400円 |
| | 専用(団体) | 50メートルプールを使用する場合 | 午前のみにつき | | 10,000 |
| | | | 午後のみにつき | | 14,000 |
| | | | 1日につき | | 20,000 |

| | | | | | |
|-------------------|--------|---------|------------------------|--------------|-----|
| 秦野市カルチャーパーク野球場 | | 市内の者 | 1時間につき | 2,000 | |
| | | 市外の者 | | 10,000 | |
| 秦野市カルチャーパーク庭球場 | | 市内の者 | 1面、1時間につき | 500 | |
| | | 市外の者 | | 3,000 | |
| 秦野市カルチャーパーク管理棟集会室 | | 市内の者 | 30分につき | 100 | |
| | | 市外の者 | | 200 | |
| 秦野市カルチャーパーク総合体育館 | 専用(団体) | メインアリーナ | 3分の1面、1時間につき | 1,400 | |
| | | | 2分の1面、1時間につき | 2,200 | |
| | | | 3分の2面、1時間につき | 2,800 | |
| | | | 全面、1時間につき | 4,200 | |
| | | サブアリーナ | 2分の1面、1時間につき | 700 | |
| | | | 全面、1時間につき | 1,400 | |
| | | 第1武道場 | 2分の1面、1時間につき | 500 | |
| | | | 全面、1時間につき | 1,000 | |
| | | 第2武道場 | 2分の1面、1時間につき | 500 | |
| | | | 全面、1時間につき | 1,000 | |
| | | 弓道場 | 1時間につき | 800 | |
| | | 第1会議室 | | 300 | |
| | | 第2会議室 | | 200 | |
| | | 第3会議室 | | 200 | |
| | | 共用(個人) | サブアリーナ、第1武道場、第2武道場、弓道場 | 1回(2時間以内につき) | 200 |
| | | | トレーニングルーム | | 400 |

| | | | | | |
|---------------|---------------|------------------------|---------------|---------------------------------|--------|
| 秦野市おおね公園庭球場 | 市内の者 | | 1面、1時間につき | 400 | |
| | 市外の者 | | | 2,000 | |
| 秦野市おおね公園多目的広場 | 専用 (団体) | 市内の者 | 2分の1面、1時間につき | 800 | |
| | | | 全面、1時間につき | 1,600 | |
| | | 市外の者 | 2分の1面、1時間につき | 3,000 | |
| | | | 全面、1時間につき | 6,000 | |
| | 共用 (個人) | 市内の者 | 1回(2時間以内)につき | 100 | |
| | | 市外の者 | | 200 | |
| 秦野市おおね公園温水プール | プール | 専用(団体) | | 1時間まで | 10,000 |
| | | | | 1時間を超えると き、1時間につき | 8,000 |
| | 共用 (個人) | 大人 | | 1回につき | 600 |
| | | 年齢満 70歳 以上の 者 | 市内 の者 | 平日(7月及び8 月を除く。) | 400 |
| | | | | 土曜日、日曜日及 び休日並びに7月 及び8月の平日 | 600 |
| | | 市外の者 | | | 600 |
| | | 子ども | | | 200 |
| | トレーニング ルーム | 共用(個人) | | 1回(2時間以内) につき | 400 |
| 秦野市立野緑地庭球場 | 市内の者 | | 1面、1時間につ き | 500 | |
| | 市外の者 | | | 2,500 | |

備考

- 1 大人とは義務教育課程修了後の者(年齢による料金区分がある場合は、その者を除く。)を、子どもとは小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者をいう。

- 2 市内の者とは、本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市に事業所等のある団体をいい、市外の者とは、市内の者以外のものをいう。
 - 3 専用とは、1者が独占して使用することをいう。
 - 4 共用とは、2者以上の者が共同で使用することをいう。
 - 5 休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、平日とは月曜日から金曜日までの日（休日である場合を除く。）をいう。
 - 6 子ども又は年齢満70歳以上の者が秦野市カルチャーパーク陸上競技場、秦野市カルチャーパーク水泳プール、秦野市カルチャーパーク総合体育館のサブアリーナ、第1武道場、第2武道場若しくは弓道場又は秦野市おおね公園多目的広場を共用で使用するときの使用料は、無料とする。
 - 7 小学校就学前の者が秦野市おおね公園温水プールのプールを共用で使用するときの使用料は、無料とする。
 - 8 子ども又は年齢満70歳以上の者が秦野市おおね公園温水プールのプールを共用で使用するときの使用料は、規則で定める期間において、無料とする。
 - 9 年齢満70歳以上の者が秦野市カルチャーパーク総合体育館のトレーニングルーム及び秦野市おおね公園温水プールのトレーニングルームを共用で使用するときの使用料は、無料とする。
- 3 有料公園附属設備を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

| 使用の区分 | | 単位 | 使用料 |
|--------------------------------|-----------|---------------|------------------|
| 秦野市 カルチ ャーパ ーク野 球場 | 屋外照明設備 | 1時間につき | 全点灯の場合 3,800円 |
| | | | 2分の1点灯の場合 2,800円 |
| | 電光掲示板設備 | 1時間につき | 1,200円 |
| | 本部室 | 1時間につき | 1,000円 |
| | シャワー室（温水） | 1チーム1回 につき | 300円 |
| 秦野市カルチャーパーク庭球場屋外照明設備 | | 1面、1時間 につき | 280円 |

| | | | | | |
|---------------------|---------|------------------|--------------|------------------|--------|
| 秦野市おおね公園庭球場屋外照明設備 | | | 1面、1時間につき | 280円 | |
| 秦野市おおね公園多目的広場屋外照明設備 | | | 全面、1時間につき | 全点灯の場合 3,000円 | |
| | | | | 2分の1点灯の場合 1,500円 | |
| | | | 2分の1面、1時間につき | 全点灯の場合 1,500円 | |
| | | | | 2分の1点灯の場合 800円 | |
| 秦野市カルチャーパーク総合体育館 | 屋内照明設備 | メインアリーナ | 3分の1面、1時間につき | 全点灯の場合 600円 | |
| | | | 2分の1面、1時間につき | 全点灯の場合 900円 | |
| | | | 3分の2面、1時間につき | 全点灯の場合 1,200円 | |
| | | | 全面、1時間につき | 全点灯の場合 2,700円 | |
| | | 2分の1点灯の場合 1,700円 | | | |
| | | サブアリーナ | 1時間につき | 全点灯の場合 1,200円 | |
| | | | | 4分の3点灯の場合 900円 | |
| | | | | 5分の2点灯の場合 600円 | |
| | 冷房設備 | メインアリーナ固定席 | 1時間につき | 2,700円 | |
| | | | | サブアリーナ | 900円 |
| | | 第1武道場 | | 500円 | |
| | | 第2武道場 | | 500円 | |
| | 暖房設備 | メインアリーナ固定席 | 1時間につき | 3,000円 | |
| | | | | サブアリーナ | 1,000円 |
| | | 第1武道場 | | 600円 | |
| | | 第2武道場 | | 600円 | |
| | 電光得点表示盤 | | | 1回につき | 1,000円 |
| | 放送設備 | | | 1回につき | 2,000円 |
| | 可動席 | | | 1組、1回につき | 1,000円 |
| | 組立てステージ | | | 1回につき | 200円 |

備考 第12条第4項の規定にかかわらず、単位1時間未満の場合で、許可を受けた時間が30分未満のときは、30分とし、その時間に対応する使用料の額は、使用料の欄の金額の50パーセントに相当する額とする。

4 公園施設を設け、又は管理して都市公園を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

| 行為の区分 | 使用料 |
|-------------|--|
| 公園施設を設ける場合 | 秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和48年秦野市条例第14号）第4条、第5条又は第6条の規定により計算した額 |
| 公園施設を管理する場合 | |

5 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有する許可を受けた者が納付しなければならない占用料

| 占用物件 | 単位 | 占用料 |
|---|---------------------------------------|-----|
| 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 | 占用面積1平方メートルにつき1日 | 9円 |
| その他のもの | 秦野市道路条例（平成24年秦野市条例第28号）別表第19に定める額とする。 | |

不利益処分の処分基準 個票

22-051-02

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 延滞金の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市都市公園条例 | |
| 条 項 | | 第17条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部公園課 |
| | | 電話番号 | 0463-73-8612 |
| 基 準 | 法令基準 | 第17条 市長は、第15条第1項ただし書を適用して使用料等の納期限を設定した場合で、その納期限までに納付しない者があるときは、その者に対して秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）第10条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-051-03

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 許可の取消し、原状回復の命令 ほか | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市都市公園条例 | |
| 条 項 | | 第21条第1項・2項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部公園課 |
| | | 電話番号 | 0463-73-8612 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可条件を変更し、又はその行為若しくは工事を中止すること、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設を改築し、移転し、若しくは除却すること、その工作物その他の物件若しくは施設により生じることとなる損害を予防するため必要な工事をすること、都市公園を原状に回復すること、若しくは退去することを命じることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) 第7条第2項各号の規定のいずれかに該当するに至った者</p> <p>(3) 第9条第4項各号の規定のいずれかに該当するに至った者</p> <p>(4) 第13条の規定により付した許可条件に違反している者</p> <p>(5) 詐欺その他不正の行為により使用等の許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用等の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命じることができる。</p> <p>(1) 都市公園内での工事のため、やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は他の者による都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-051-04

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 過料 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市都市公園条例 | |
| 条 項 | | 第43条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 建設部公園課 |
| | | 電話番号 | 0463-73-8612 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する者については、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第6条、第7条第1項又は第4項（第28条において、これらの規定を準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に違反した者</p> <p>(2) 第8条の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者</p> <p>(3) 第21条第1項の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者については、その免れた額の5倍に相当する金額（その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者に対し過料を科するほか、その法人又は人に対して、前2項に規定する過料を科する。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-054-01

| 不利益処分の内容 | | 占用料の徴収 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-----------|--|-------------------------|------------------|--------|----|--------|----|------------------|------------------|-----|-------------------|-----|--------|--|---------------------------------------|--|
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市下水道条例 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条 項 | | 第 3 0 条 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 上下水道局経営総務課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 1 - 4 1 1 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 基 準 | 法令基準 | <p>第30条 市長は、占用者から占用料を徴収する。 2 占用料の額は、別表第1に定める額とする。 3 第1項の規定にかかわらず、公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件については、占用料を徴収しない。</p> <p>別表第1(第30条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通路</td> <td>占用面積4平方メートル以下の部分</td> <td rowspan="2">占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>占用面積4平方メートルを超える部分</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td colspan="2">秦野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)別表第19に定める額とする。</td> </tr> </tbody> </table> | | 占用物件 | | 単位 | 占用料(円) | 通路 | 占用面積4平方メートル以下の部分 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 230 | 占用面積4平方メートルを超える部分 | 510 | その他のもの | | 秦野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)別表第19に定める額とする。 | |
| | | 占用物件 | | 単位 | 占用料(円) | | | | | | | | | | | | |
| | | 通路 | 占用面積4平方メートル以下の部分 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 230 | | | | | | | | | | | | |
| 占用面積4平方メートルを超える部分 | 510 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他のもの | | 秦野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)別表第19に定める額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処分基準 | 法令基準のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 更新日 | 令和8年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-054-02

| | | | |
|-----------|------|--|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 延滞金の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市下水道条例 | |
| 条 項 | | 第 3 5 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 上下水道局経営総務課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 1 - 4 1 1 3 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>第35条 市長は、占用料を納期限までに納付しない者に対しては、秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第25号)第10条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。</p> <p>秦野市債権の管理等に関する条例 (市税に準じる債権以外の債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第10条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権以外の公法上の債権(以下この章において「市税に準じる債権以外の債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、その納期限の翌日における民法に規定する法定利率を乗じて得た金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-01

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 指定工事店の指定の効力の停止 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市水道事業給水条例 | |
| 条 項 | | 第 11 条第 3 項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 上下水道局営業課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>・秦野市水道事業給水条例 第 11 条 3 法第 25 条の 11 第 1 項に定める指定の取消し要件に該当する場合において、指定給水装置工事事業者に考慮すべき特別の理由があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、6 か月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。</p> <p>・秦野市指定給水装置工事事業者の水道法及び秦野市水道事業給水条例の違反行為に係る処分基準</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) この基準は、項目ごとに代表的な違反行為を選び、それぞれにおける標準的な処分基準を掲げたものである。</p> <p>個別具体的な違反行為における処分内容の量定の決定に当たっては、次に掲げる事項を考慮し決定するものとする。</p> <p>ア 違反行為に至るまでの故意又は過失の程度</p> <p>イ 違反行為が発生した背景、行為内容の程度及び結果</p> <p>ウ 過去の違反及びそれに対する市による指導への対応状況</p> <p>エ 違反行為による他の指定給水装置工事事業者や社会に与える影響の程度</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、違反行為が複数重なっているなど、極めて悪質であるときは、この基準に規定する処分内容よりもさらに重い量定の処分内容とすることができるものとする。</p> <p>(3) この基準に規定していない違反行為については、この基準を参考として判断する。</p> <p>(4) 違反行為が発生した場合、まず違反行為に対する指導を行い、それでも違反行為が改善されないと判断した場合に標準的な処分基準による処分を決定する。なお、その処分後も違反行為が改善されないような場合は、この基準に規定する処分内容よりもさらに重い量定の処分内容とするものとする。</p> <p>2 標準的な処分基準 別表による</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-02

| 不利益処分の内容 | | 手数料の徴収 | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------|---|---|-------------------|-------------------------|---|-------------------|----------------|----------------|----------------|------------------|--------------|--------------------|--------------|--|
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市水道事業給水条例 | | | | | | | | | | | | | |
| 条 項 | | 第 3 4 条 第 1 項 | | | | | | | | | | | | | |
| 所 管 部 課 等 | 部課等名 | 上下水道局営業課 | | | | | | | | | | | | | |
| | 電話番号 | 0463-83-2111 | | | | | | | | | | | | | |
| 基 準 | 法令基準 | 第 3 4 条 市長は、次の表に掲げる手数料を徴収する。 | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置工事手数料 (新設・改造・修繕)</td> <td>1 件につき 8, 2 0 0 円に工事内容に応じて別表第 2 及び別表第 3 に掲げる額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事手数料 (撤去)</td> <td>同 3, 3 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>同 1 0, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事事業者指定更新手数料</td> <td>同 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者証再交付手数料</td> <td>同 2, 5 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 手数料 | 給水装置工事手数料 (新設・改造・修繕) | 1 件につき 8, 2 0 0 円に工事内容に応じて別表第 2 及び別表第 3 に掲げる額を加算した額 | 給水装置工事手数料 (撤去) | 同 3, 3 0 0 円 | 給水装置工事事業者指定手数料 | 同 1 0, 0 0 0 円 | 給水装置工事事業者指定更新手数料 | 同 5, 0 0 0 円 | 指定給水装置工事事業者証再交付手数料 | 同 2, 5 0 0 円 | |
| | | 区分 | 手数料 | | | | | | | | | | | | |
| | | 給水装置工事手数料 (新設・改造・修繕) | 1 件につき 8, 2 0 0 円に工事内容に応じて別表第 2 及び別表第 3 に掲げる額を加算した額 | | | | | | | | | | | | |
| | | 給水装置工事手数料 (撤去) | 同 3, 3 0 0 円 | | | | | | | | | | | | |
| 給水装置工事事業者指定手数料 | 同 1 0, 0 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水装置工事事業者指定更新手数料 | 同 5, 0 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定給水装置工事事業者証再交付手数料 | 同 2, 5 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第 2 (第 3 4 条関係) | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>配水管又は給水管から新たに分岐する給水管の口径</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 5 ミリメートル以下</td> <td>1 本につき 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>4 0 ミリメートル</td> <td>同 9, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>5 0 ミリメートル</td> <td>同 1 0, 5 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>7 5 ミリメートル以上</td> <td>同 1 4, 5 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> | 配水管又は給水管から新たに分岐する給水管の口径 | 加算額 | 2 5 ミリメートル以下 | 1 本につき 5, 0 0 0 円 | 4 0 ミリメートル | 同 9, 0 0 0 円 | 5 0 ミリメートル | 同 1 0, 5 0 0 円 | 7 5 ミリメートル以上 | 同 1 4, 5 0 0 円 | | | | | |
| 配水管又は給水管から新たに分岐する給水管の口径 | 加算額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 5 ミリメートル以下 | 1 本につき 5, 0 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 0 ミリメートル | 同 9, 0 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 0 ミリメートル | 同 1 0, 5 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 5 ミリメートル以上 | 同 1 4, 5 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第 3 (第 3 4 条関係) | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 5 ミリメートル以下</td> <td>1 個につき 4, 4 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>4 0 ミリメートル</td> <td>同 1 0, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>5 0 ミリメートル</td> <td>同 1 2, 1 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>7 5 ミリメートル以上</td> <td>同 1 5, 1 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> | メーターの口径 | 加算額 | 2 5 ミリメートル以下 | 1 個につき 4, 4 0 0 円 | 4 0 ミリメートル | 同 1 0, 0 0 0 円 | 5 0 ミリメートル | 同 1 2, 1 0 0 円 | 7 5 ミリメートル以上 | 同 1 5, 1 0 0 円 | | | | | |
| メーターの口径 | 加算額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 5 ミリメートル以下 | 1 個につき 4, 4 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 0 ミリメートル | 同 1 0, 0 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 0 ミリメートル | 同 1 2, 1 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 5 ミリメートル以上 | 同 1 5, 1 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 処分基準 | 法令基準のとおり | | | | | | | | | | | | | | |
| 更新日 | 令和8年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-03

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 停止処分及び過料 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市水道事業給水条例 | |
| 条 項 | | 第 3 8 条 第 1 項 ・ 2 項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 上下水道局営業課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(停止処分及び過料)</p> <p>第 3 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、50,000円以下の過料に処し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があるときは、これを賠償させることができる。</p> <p>(1) 料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正の行為をした者</p> <p>(2) 係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害した者</p> <p>(3) この条例又はこの条例に基づく規程に定める手続を経ないで給水工事を行い、又は給水装置を使用した者</p> <p>(4) みだりに消火栓、止水栓又は制水弁を操作した者</p> <p>(5) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもこれを改めない者</p> <p>(6) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく規定に違反した者</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-04

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 停止処分 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市水道事業給水条例 | |
| 条 項 | | 第 3 9 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 上下水道局営業課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | (停止処分) 第 3 9 条 市長は、この条例により納付すべき料金及び手数料を納期限内に納付しないときは、完納するまで給水を停止することができる。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-05

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 指定工事店の指定の取消し・停止 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市下水道条例 | |
| 条 項 | | 第 5 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 上下水道局営業課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>・秦野市下水道条例 (指定工事店の承認等)</p> <p>第 5 条 排水設備の新設等の設計及び工事は、本市又は市長が次項の規定により指定する業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。</p> <p>2 指定工事店として指定を受けようとする者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 指定工事店は、規程で定める指定の有効期間満了後、引き続きその指定を受けようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規程を遵守しなければならない。</p> <p>5 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は 6 か月を超えない範囲内において指定を停止することができる。</p> <p>(1) 法令等の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 規程で定める資格要件を欠くこととなったにもかかわらず、市長にその旨を届け出なかったとき。</p> <p>(3) その他市長が指定工事店として不適当と認めるとき。</p> <p>6 その他指定工事店について必要な事項は、規程で定める。</p> <p>・秦野市下水道指定工事店規程 (登録の取消し又は一時停止)</p> <p>第 2 5 条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、責任技術者の登録を取り消し、又は 6 か月を超えない範囲内において登録を停止することができる。</p> <p>(1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。</p> <p>(2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。</p> <p>(3) 前条第 4 項の規定にかかわらず、更新講習を受講しないとき。</p> <p>(4) 法令等の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 業務に関し不誠実な行為があった等、市長が責任技術者として不適当と認めるとき。</p> <p>2 市長は、前項の処分を決定したときは、その旨を指定工事店等処分決定通知書により責任技術者に通知する。</p> <p>・秦野市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分等に関する要綱 (処分及び指導)</p> <p>第 2 条 市長は、条例第 5 条第 2 項の規定により本市が指定する下水道工事店（以下「指定工事店」という。）及び規程第 1 9 条の規定により本市が登録する下水道排水設備責任技術者（以下「責任技術者」という。）が次条第 1 項に規定する違反行為を行ったと認められるときは、条例第 5 条第 5 項及び規程第 2 5 条の規定による処分のほか、文書による指導を行うことができる。</p> | |

| | | |
|----|------|---|
| 基準 | 法令基準 | <p>(違反行為の区分及び違反点数)</p> <p>第3条 市長は、指定工事店が別表第1に掲げる違反行為を行ったと認められるとき又は責任技術者が別表第2に掲げる違反行為を行ったと認められるときは、違反行為の区分に応じて同表に定める違反点数を付する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、違反行為が不可抗力その他特別の事情によるものと認められる場合は、次に掲げる事項を考慮して違反点数を軽減し、又は付さないことができる。</p> <p>(1) 違反行為に至るまでの故意又は過失の程度</p> <p>(2) 違反行為が発生した背景、行為内容の程度及び結果</p> <p>(3) 違反行為による他の指定工事店や社会に与える影響の程度</p> <p>3 一つの事案につき、二つ以上の違反行為を行ったと認められるときは、各違反行為の違反点数を合計して付することができる。</p> <p>(処分及び指導の基準)</p> <p>第4条 第2条の規定による違反行為に対する処分及び指導は、前条の規定により付した累積違反点数に応じて、別表第3に定める基準に従い行うものとする。</p> <p>(意見陳情のための手続)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により処分をしようとするときは、秦野市行政手続に関する条例(平成8年秦野市条例第22号)に基づき、必要な手続を行うものとする。</p> <p>(処分の決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の手続の結果を十分に考慮し、処分を決定するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、市長が特に必要と認めるときは、秦野市下水道指定工事店等違反行為処分審査委員会(以下「委員会」という。)が違反行為に対する処分について調査し、審議することができる。</p> <p>3 市長は、第4条の規定にかかわらず、委員会の意見を勸案し、やむを得ない理由があると認められるときは、処分を軽減することができる。</p> <p>(違反点数の消滅)</p> <p>第7条 第3条第1項の規定により付された違反点数は、次の各号のいずれかに該当したときは、消滅する。</p> <p>(1) 違反点数を付された日以降、新たな違反点数の付加がなく2年を経過したとき。</p> <p>(2) 別表第3の9項に該当する処分があったとき。</p> |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 |
| 備考 | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-06

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 排水設備設置義務の免除の許可の取消し | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市下水道条例 | |
| 条 項 | | 第 9 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 上下水道局営業課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | (免除許可の取消し) 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、免除許可を取り消すものとする。 (1) 免除汚水が、第 7 条第 1 項の規定に該当しなくなったとき。 (2) 免除許可を受けた者が、正当な理由なく、前条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 3 項に規定する立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 (3) 免除許可を受けた者が、前条第 2 項に規定する必要な処置又は届出を直ちにしなかったとき。 (4) その他規程で定める事項 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和 8 年 3 月 31 日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-07

| 不利益処分の内容 | | 手数料の徴収 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---------------|---|--------------|----|-------|--|---------------|--------|--------------|-----------------|--------|------------|-----------------|--------|------------|-----------------|--------|------------|-----------------|--------|------------|-----------------|--------|------------|-----------|--------|---------|
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市下水道条例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条 項 | | 第 3 8 条 第 1 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 上下水道局営業課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 電話番号 | 0463-83-2111 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(手数料)</p> <p>第 3 8 条 市長は、別表第 2 の左欄に掲げる事務について、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を、その申請者から申請の際に徴収する。</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長において必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第 2 (第 3 8 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定下水道工事店登録手数料</td> <td>1 件につき</td> <td>1 0, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>指定下水道工事店継続登録手数料</td> <td>1 件につき</td> <td>5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>指定下水道工事店証再交付手数料</td> <td>1 件につき</td> <td>3, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>下水道責任技術者新規登録手数料</td> <td>1 件につき</td> <td>2, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>下水道責任技術者継続登録手数料</td> <td>1 件につき</td> <td>1, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>下水道責任技術者証再交付手数料</td> <td>1 件につき</td> <td>1, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>工事完了検査手数料</td> <td>1 件につき</td> <td>5 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 手数料の額 | | 指定下水道工事店登録手数料 | 1 件につき | 1 0, 0 0 0 円 | 指定下水道工事店継続登録手数料 | 1 件につき | 5, 0 0 0 円 | 指定下水道工事店証再交付手数料 | 1 件につき | 3, 0 0 0 円 | 下水道責任技術者新規登録手数料 | 1 件につき | 2, 0 0 0 円 | 下水道責任技術者継続登録手数料 | 1 件につき | 1, 0 0 0 円 | 下水道責任技術者証再交付手数料 | 1 件につき | 1, 0 0 0 円 | 工事完了検査手数料 | 1 件につき | 5 0 0 円 |
| | 区分 | 手数料の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指定下水道工事店登録手数料 | 1 件につき | 1 0, 0 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定下水道工事店継続登録手数料 | 1 件につき | 5, 0 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定下水道工事店証再交付手数料 | 1 件につき | 3, 0 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下水道責任技術者新規登録手数料 | 1 件につき | 2, 0 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下水道責任技術者継続登録手数料 | 1 件につき | 1, 0 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下水道責任技術者証再交付手数料 | 1 件につき | 1, 0 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事完了検査手数料 | 1 件につき | 5 0 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処分基準 | 法令基準のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 更新日 | 令和8年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-08

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 過料 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市下水道条例 | |
| 条 項 | | 第 4 0 条 ・ 4 2 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 上下水道局営業課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>第 4 0 条 次の各号のいずれかに該当する者については、5 0, 0 0 0 円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第 4 条の規定による確認を受けないで排水設備工事を実施した者</p> <p>(2) 第 5 条第 1 項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3) 第 1 3 条第 1 項の規定による確認を受けないで、除害施設の工事を実施した者</p> <p>(4) 第 1 0 条から第 1 2 条までの規定のいずれかに違反した使用者</p> <p>(5) 第 4 条若しくは第 2 5 条の規定による申請書又は第 1 8 条の規定による届出書で、虚偽の記載のあるものを提出した申請者又は届出者</p> <p>(6) 第 3 7 条第 2 項に規定する指示に従わない者</p> <p>第 4 2 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和 8 年 3 月 3 1 日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-09

| | | | |
|-----------|------|-----------------|---------|
| 不利益処分の内容 | | 使用料の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市公共下水道使用料徴収条例 | |
| 条 項 | | 第3条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 営業課 |
| | | 電話番号 | 83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | 内容は別紙のとおり 別紙 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

公共下水道使用料徴収条例

(使用料の徴収)

第3条 市長は、公共下水道の利用者から使用料を徴収する。

(使用料)

第4条 使用料は、排水量に応じて、使用期間1か月(使用期間が1か月に満たないときは、1か月とみなす。)につき、別表に定めるところにより算出した額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき算出した消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額(加えて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をいう。)を加えて得た額とする。

(排水量の算定)

第5条 排水量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を利用した場合は、ア又はイに定めるところによる。

ア 秦野市水道の水道水を利用した場合は、秦野市水道事業給水条例(昭和39年秦野市条例第43号)第29条及び第30条の規定による水道水の使用水量をもってその排水量とする。

イ 秦野市水道以外の水道水を利用した場合は、その使用水量をもってその排水量とする。

(2) 地下水等を利用した場合の排水量は、その使用水量とする。

(3) 水道水と地下水等を併用した場合の排水量は、水道の使用水量に地下水等の使用水量を加えたものとする。

(4) 前3号の規定にかかわらず、使用水量と実際に排出する水の量とが著しく異なる事業を営む利用者は、実際に排出する水の量を排水量とするため、毎月の排水量及びその算出の根拠を記載した申告書を企業管理規程(次項及び第18条において「規程」という。)で定めるところにより市長に提出することができる。この場合において、市長は、その申告の内容を審査してその利用者の排水量を認定する。

(5) 第8条第1項に規定する計測器具を設置できない場合は、利用者の使用状況、規模等を考慮し、市長が排水量を認定する。

2 下水道条例第7条の規定により排水設備設置義務の免除の許可を受けた者は、免除に係る汚水以外の公共下水道へ排除する汚水の排水量を測定するため、公共汚水ますとの接続箇所に自己の費用により計測器具を設置し、規程

で定めるところにより毎月の排水量を記載した申告書を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、その申告の内容を審査してその使用者の排水量を認定する。

別表（第4条関係）

| 区分 | | 排水量 | 使用料 |
|----------------|-----------------|-----------------------------|-------------------|
| 一般 汚水 | 基本額 | 4立方メートル以下の分 | 500円 |
| | 加算額（1立方メートルにつき） | 4立方メートルを超え8立方メートルまでの分 | 110円 |
| | | 8立方メートルを超え20立方メートルまでの分 | 120円 |
| | | 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 | 160円 |
| | | 30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 | 210円 |
| | | 50立方メートルを超え75立方メートルまでの分 | 255円 |
| | | 75立方メートルを超え100立方メートルまでの分 | 260円 |
| | | 100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 | 270円 |
| | | 500立方メートルを超え3,000立方メートルまでの分 | 280円 |
| | | 3,000立方メートルを超える分 | 290円 |
| 特定 汚水 | 基本額及び加算額 | 500立方メートルまでの分 | 一般汚水に係る使用料と同額とする。 |
| | 加算額（1立方メートルにつき） | 500立方メートルを超える分 | 225円 |
| 公衆 浴場 汚水 | 基本額 | 100立方メートルまでの分 | 2,445円 |
| | 加算額（1立方メートルにつき） | 100立方メートルを超える分 | 20円 |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-10

| | | | |
|-----------|------|-----------------|---------|
| 不利益処分の内容 | | 過料 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市公共下水道使用料徴収条例 | |
| 条 項 | | 第15条・第16条・第17条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 営業課 |
| | | 電話番号 | 83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | 内容は別紙のとおり 別紙 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

備考

- 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水及び特定汚水以外の汚水をいう。
- 2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する施設で、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水をいう。
- 3 特定汚水とは、公共下水道接続後も下水道条例第11条及び第12条の規定により引き続き除害施設で汚水を処理する必要のある使用者から排除される汚水をいう。

秦野市公共下水道使用料徴収条例

(罰則)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者については、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 第 5 条第 1 項第 4 号又は第 2 項に規定する場合において、虚偽の申告をした者
- (2) 第 10 条第 1 項の規定に違反して資料を提出せず、若しくは虚偽の記載をし、又は虚偽の申立てをした者

第 16 条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(その 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料に処する。

(両罰規定)

第 17 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

不利益処分の処分基準 個票

22-055-11

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 延滞金の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市公共下水道使用料徴収条例 | |
| 条 項 | | 第 1 3 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 上下水道局営業課 |
| | | 電話番号 | 0463-83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第13条 市長は、使用料を納期限までに納付しない者に対しては、秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第25号)第7条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。</p> <p>(市税に準じる債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第7条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権(以下この章において「市税に準じる債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、年14.5パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> <p>2 前項に規定する延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその確定金額の全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合として計算する。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、永小作権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、永小作人、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、受益者を定めることができる。

(負担区の決定及び公告)

第3条 市長は、排水区域を土地又はその他の状況に応じて2以上の負担金等の額を算出する単位となる土地の区域(以下「負担区」という。)に区分するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、その負担区の名称、区域及び土地の面積を公告しなければならない。

(負担金等の種類)

第4条 負担金等の種類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 受益者負担金 基本負担金及び増負担金

(2) 分担金 基本分担金及び増分担金

2 基本負担金及び基本分担金は、土地の面積により賦課する。

3 増負担金及び増分担金は、年間の汚水の排除量が土地1平方メートル当たり1.37立方メートルを超える場合にその超過する汚水の排除量により賦課する。ただし、企業管理規程(第8条第2項及び第30条において「規程」という。)で定める汚水については、賦課しない。

(負担金等の額)

第5条 負担区ごとの基本負担金及び増負担金の額は、別表第1に定めるところによる。

2 負担区ごとの基本分担金及び増分担金の額は、別表第2に定めるところによる

(賦課対象区域の決定及び公告)

第 6 条 市長は、年度ごとに事業を施行することを予定し、かつ、負担金等を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。

(負担金等の決定)

第 11 条 市長は、賦課対象受益者ごとに負担金等の額を決定し、遅滞なくその負担金等の額、納期等を賦課対象受益者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の負担金等について 3 年に分割して徴収するものとする。ただし、賦課対象受益者が一括納付の申出をしたとき、又は市長が第 19 条の規定により繰り上げて徴収するときは、この限りでない

3 市長は、第 1 項に規定する負担金等の額を 12 で除して得た額を各期別の納付額とする。

4 前項の各期別の負担金等の額に 100 円未満の端数があるときは、これを最初の年度の第 1 期の負担金等の額に加算するものとする。

5 第 1 項の負担金等の総額が 5,000 円以下のものにあつては、最初の年度の第 1 期に徴収するものとする。

(負担金等の繰上徴収)

第 19 条 市長は、負担金等の額が確定した賦課対象受益者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、納期の到来前であってもその納期限を繰り上げて、負担金等を徴収することができる。

(1) 国税、地方税その他公課の滞納処分が開始されたとき。

(2) 強制執行が開始されたとき。

(3) 破産手続が開始されたとき。

(4) 担保権の実行としての競売が開始されたとき。

(5) 企業担保権の実行手続が開始されたとき。

(6) 法人が解散し、又は設立許可を取り消されたとき。

(7) 賦課対象受益者の死亡により相続人が限定承認をしたとき。

(8) 賦課対象受益者が偽りその他不正の手段により、負担金等の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は負担金等の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により繰上徴収をしようとするときは、賦課対象受益者に通知しなければならない。この場合において、既に納付の通知をしているときは、納期限の変更を通知しなければならない。

別表第2（第5条関係）

| 分担金の種類 負担区の名称 | 基本分担金（土地面積 1平方メートル当たり） | 増分担金（超過汚水排除量 1立方メートル当たり） |
|------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 第1負担区 | 280円 | 57円 |
| 第2負担区 | 280円 | 57円 |
| 第3負担区 | 280円 | 57円 |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-12

| | | | |
|-----------|------|-----------------------|---------|
| 不利益処分の内容 | | 分担金の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例 | |
| 条 項 | | 第 5 条 第 2 項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 営業課 |
| | | 電話番号 | 83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | 内容は別紙のとおり 別紙 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-13

| | | | |
|-----------|------|---|---------|
| 不利益処分の内容 | | 負担金等の徴収猶予の取消し | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例 | |
| 条 項 | | 第25条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 営業課 |
| | | 電話番号 | 83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(負担金等の徴収猶予の取消し)</p> <p>第25条 市長は、第15条第1項の規定により負担金等の徴収猶予を受けた賦課対象受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消し、又はその猶予に係る負担金等を一時に徴収することができる。</p> <p>(1) 徴収猶予を受けた負担金等を猶予期間を過ぎても、なお納付しないとき。</p> <p>(2) 徴収猶予を受けた賦課対象受益者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき認められるとき。</p> <p>(3) 第19条第1項各号(第7号を除く。)のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る負担金等の全額の徴収を猶予することができないと認められるとき。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-14

| | | | |
|-----------|------|---|---------|
| 不利益処分の内容 | | 負担金等の減免の取消し | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例 | |
| 条 項 | | 第26条第2項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 営業課 |
| | | 電話番号 | 83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | (負担金等の減免の取消し) 第26条第2項 市長は、負担金等の減免を受けた者について減免の理由が消滅したと認めるときは、減免を取り消し、その減免に係る負担金等を一時に徴収することができる。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-055-15

| | | | |
|-----------|------|--|---------|
| 不利益処分の内容 | | 延滞金の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例 | |
| 条 項 | | 第28条第1項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 営業課 |
| | | 電話番号 | 83-2111 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第28条 市長は、負担金等を納期限までに納付しない者に対しては、秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第25号)第7条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。</p> <p>2 前項の場合において、第15条の規定により負担金等の徴収を猶予された期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>秦野市債権の管理等に関する条例 (市税に準じる債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第7条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権(以下この章において「市税に準じる債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、年14.5パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> <p>2 前項に規定する延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその確定金額の全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合として計算する。</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-057-01

| | | | |
|-----------|------|---|-------------------------|
| 不利益処分の内容 | | 除害施設管理責任者の変更の命令 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市下水道条例 | |
| 条 項 | | 第 1 5 条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 上下水道局下水道施設課 |
| | | 電話番号 | 0 4 6 3 - 8 1 - 4 1 1 1 |
| 基 準 | 法令基準 | 秦野市下水道条例第 1 4 条第 1 項により選任された除害施設管理責任者が、同条第 2 項及び秦野市下水道条例施行規程第 2 4 条に定める除害施設管理責任者の業務を怠った場合において、除害施設管理責任者の変更を命じることができる。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

秦野市下水道条例

(除害施設の管理責任者の選任)

第14条 除害施設の設置者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その事実が発生した日から10日以内に除害施設管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 除害施設が前条第2項に規定する検査に合格したとき。
- (2) 除害施設管理責任者の変更があったとき。
- (3) 除害施設管理責任者が欠けたとき。
- (4) 次条の規定により除害施設管理責任者の変更命令を受けたとき。

2 除害施設管理責任者の資格及び業務は、規程で定める。

(除害施設管理責任者の変更命令)

第15条 市長は、除害施設管理責任者が前条第2項に規定する業務を怠った場合は、除害施設の設置者に対し、除害施設管理責任者の変更を命じることができる。

秦野市下水道条例施行規程

(除害施設管理責任者の業務)

第24条 条例第14条第2項の規定により定める除害施設管理責任者の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 除害施設の操作及び維持に関すること。
- (2) 除害施設から排出する排出水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設の破損その他の事故が発生した場合の処置に関すること。
- (4) 除害施設に係る汚水を排出する施設の使用方法その他の管理に関すること。

不利益処分の処分基準 個票

22-058-01

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 過料 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市議会個人情報の保護に関する条例 | |
| 条 項 | | 第55条 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 議会局議事政策課 |
| | | 電話番号 | 0463-82-9652 |
| 基 準 | 法令基準 | 偽りその他不正の手段により、第23条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-069-01

| | | | |
|-----------|------|---|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 自動車等の集積保管場所に係る改修、移転、除去、工事の停止の命令 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市火災予防条例 | |
| 条 項 | | 第30条の3 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 消防本部予防課 |
| | | 電話番号 | 0463-81-5240 |
| 基 準 | 法令基準 | 消防長は、別紙第30条の2各項のいずれかに違反する者があると認めるときは、その者に対して、以下の各号の改善その他必要な事項について命令を発するものとする。 (1) 改修 (2) 移転 (3) 除去 (4) 工事の停止 (5) 工事の中止 | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |

不利益処分の処分基準 個票

22-069-02

| | | | |
|-----------|------|--|--------------|
| 不利益処分の内容 | | 手数料の徴収 | |
| 根拠法令・条例等名 | | 秦野市火災予防条例 | |
| 条 項 | | 第49条の3第1項 | |
| 所 管 部 課 等 | | 部課等名 | 消防本部予防課 |
| | | 電話番号 | 0463-81-5240 |
| 基 準 | 法令基準 | <p>定数量未滿の危険物又は指定可燃物を貯蔵するタンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 水張検査手数料 ア 容量10,000リットル以下のタンク 1件につき6,000円 イ 容量10,000リットルを超え、1,000,000リットル以下のタンク 1件につき 10,500円 ウ 容量1,000,000リットルを超え、2,000,000リットル以下のタンク 1件につき15,000円 エ 容量2,000,000リットルを超えるタンクについては、15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額</p> <p>(2) 水圧検査手数料 ア 容量600リットル以下のタンク 1件につき 6,000円 イ 容量600リットルを超え、10,000リットル以下のタンク1件につき10,500円 ウ 容量10,000リットルを超え、20,000リットル以下のタンク1件につき15,000円 エ 容量20,000リットルを超えるタンクについては、15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額</p> | |
| | 処分基準 | 法令基準のとおり | |
| | 更新日 | 令和8年3月31日 | |
| 備 考 | | | |